

京都国立博物館文化財保存修理所の使用に関する公募

7. その他

参加表明書の確認の結果、上記2及び3の条件を満たすと認められる者がいた場合には、企画競争へ移行するものとする。

8. 使用を予定する者

参加表明書の提出がない、又は提出した者が上記2及び3の条件を満たさない場合、当館は別表の者に使用許可するものとする。

別表

番号	使用予定者	使用室名
1	株式会社 松鶴堂	第1修理室
2	株式会社 修美	第2修理室
3	株式会社 岡墨光堂	第3修理室 修理準備室1 (34.5 m ²)
4	公益財団法人 美術院	第4修理室 第5修理室 第8修理室 樹脂処理室
5	一般社団法人 国宝修理装演師連盟	第6修理室 (65.8 m ²)
6	株式会社 光影堂	第6修理室 (7.6 m ²) 第7修理室
7	有限会社 六法美術	修理準備室1 (34.5 m ²)
8	修理者協議会 装演部	修理準備室2

【本件担当、連絡先】

住 所：〒605-0931 京都市東山区茶屋町 527
担 当：独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館
総務課財務係
電 話：075-531-7505、FAX：075-330-4367

令和7年11月4日

独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館
分任契約担当役 副館長 西井 知紀

1. 公募に付する事項

- (1) 事業名 京都国立博物館文化財保存修理所の使用
- (2) 使用期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 使用室名 別表のとおり
- (4) 事業内容 京都国立博物館文化財保存修理所内で文化財の修理、模写又は模造（以下「修理等」という。）するものとし、文化財の保存及び修理等に支障のない限り、当館の行う調査研究及び陳列に協力するものとする。

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則第4条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
- (3) 独立行政法人国立文化財機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 特殊な技術及び設備の要件

- (1) 国宝、重要文化財、地方公共団体指定又は登録の文化財、国及び独立行政法人国立文化財機構所有の文化財、上記に準ずる文化財（以下「国宝等」という。）の修理等を行っている修理技術者であること。
- (2) 国宝等の修理等計画及び修理等実績が各年複数件あること。

4. 公募の条件等を満たす旨等の参加表明

本公募の上記2及び3の条件を満たしており、参加を希望する者は、提出期限までに参加表明書を提出すること。
提出期限：令和7年11月25日（火）17時まで
提出先：下記に示す場所

5. 参加表明書等の配布期間等

下記に示す場所にて配布する。
配布期間：令和7年11月4日（火）から令和7年11月25日（火）まで
配布時間：9時から17時まで（12時から13時除く）

6. 参加表明書の確認

参加表明書の確認は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年12月2日（火）までに、書面により通知する。